

## 札幌市消防局職員の処分について

平成 27 年 6 月 5 日付けで、下記のとおり当局職員に対する処分を行いましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 不祥事の概要

被処分者は、平成 24 年 11 月 5 日(月)午前 11 時 30 分から午後 0 時 30 分頃までの間、札幌市内に所在する知人宅への住居侵入及びゲーム機(時価約 1 万 5000 円相当)の窃盗により、平成 25 年 10 月 11 日(金)付けで札幌区検察庁から起訴猶予による不起訴処分を受けたもの。さらに、不起訴処分を受けた事実について上司への報告義務を負いながら、その報告を怠ったもの。

このような行為は、地方公務員法第 32 条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)及び第 33 条(信用失墜行為の禁止)の規定に抵触し、市民の生命、身体、財産を守ることを職務とする消防職員としてあるまじき行為であるとともに、同法 29 条第 1 項第 1 号(法令違反)、第 2 号(職務義務違反)及び第 3 号(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行)の規定に該当することから、懲戒処分を行うこととする。

#### 2 処分内容

停職 1 月

#### 3 被処分者

札幌市豊平消防署警防課 消防士長(一般職) 30 歳代 男性

#### 4 処分日

平成 27 年 6 月 5 日(金)